

最澄の大乗戒壇設立について

(二)

大野達之助

第十八号に於ては、一、最澄の入唐受法、二、日本天台宗の立宗まで論述したので、本号に於ては戒壇設立運動の本題に入りたいと思う。

三 叢山の独立

最澄が比叢山に大乗戒壇を設立しようとする目的は、南都教団の制肘を受けずに天台宗の完全な独立を図ろうとすることであった。蓋し僧侶の正式な資格は得度・受戒を経て得られるのであるから、東大寺の戒壇とは別箇に戒壇を設立して受戒を行なわなければ、叢山の独立は望み得なかつたのである。しかし新たに戒壇を創立することは、仏教界の旧秩序を改変することを意味するから、經論の中に明白な根拠を求め正々堂々の論陣を張らなければならない。そこで最澄がどのような主張をしたか『顯戒論』の中に明示されている教相上の典拠を拾つてみよう。

先づ玄奘の『大唐西域記』を引いて仏寺に一向大乗寺、一

初修行菩薩^一。何等之人^カ非^{ヌシテ}ニ善知識^ニ。不^レ應^ニ共^ニ住^ス。

と述べ、ついで東大寺の景深がその著『迷方示正論』の中で我国にも行基の四十九院のような一向大乗寺はあつたが、伝戒の師僧（鑑真を指す）が来朝してからは皆、声聞の別解脱戒を受けて比丘の菩薩となつてからは、一向大乗寺はないと論じてゐるのを逆用して、「當^レ知。初時ノ稱者一向大乗寺。後時ハ名爲三大小兼學寺^一。夫隨^レ機定^レ寺^ヲ。不^レ得^レ不^レ別。藏通兩機（小乘のこと）之菩薩^ハ。應^レ受^ニ小乘律儀戒^一。別圓二機（大乘のこと）之菩薩^ハ。應^レ受^ニ大乘律儀戒^一」と説いて、南都の諸寺院は一向小乗寺であり、比叢山は初修業の菩薩の住すべき一向大乗寺であることを示唆している。

さらに『說妙法決定業障經』の「爾時夫人白^レ佛言。若有^ニ

佛告三夫人曰。若三界中梵釋四王・沙門婆羅門。皆與三修行。菩薩ノ爲ニ善知識ト。唯除三聲聞。非ニ善知識。恐ラクハ聲聞退セシメンニ修行ノ菩薩ノ大乘ノ道行ヲ。何以故。聲聞緣覺爲ニ己利一故。勸引ニ初修行ノ菩薩。回ニ入セシム小乘ニ。是以。聲聞乘人非ニ善知識。夫人當レ知。初修行菩薩不レ應下與三聲聞比丘ニ同居中房舍上。不レニ同坐セレ牀ニ。不レニ同行カレ路ヲ」という經文を引いて、初修行の菩薩は小乗の比丘と行住坐臥を同じうしてはならないと説いている。そして大乗修行の菩薩の住するところが『摩訶止觀』第二に説く四種三昧院であると言い、

論曰。四三昧院者。學圓觀者所レ住之院也。依ニ文殊般若ニ建ニ立常坐一行三昧院。依ニ般舟三昧經ニ建ニ立常行佛立三昧院。依ニ法華經等ニ建ニ立半行半坐三昧院。依ニ大品經等ニ建ニ立非行非坐三昧院。

と説いている。

ついで戒律にも大乗大僧戒と小乗大僧戒の二種があるとし、同じく『顯戒論』卷中に、

山家式曰

一凡ソ佛戒有レ二

一者大乘大僧戒。制ニ十重四十八輕戒ニ以爲ニ大僧戒
二者小乘大僧戒。制ニ二百五十戒ニ以爲ニ大僧戒

と説き、十重四十八輕戒は『梵網經』に説く菩薩戒であり、二百五十戒は声聞の守る小乗戒であると論じ、「明知。二乘禁戒・經律等者。於ニ小乘當分ニ雖レ名ニ正見」。而望ムルニ此佛

戒ニ時名ニ邪見經律也」と批判して、南都仏教団の戒律を小乗戒として斥けている。従つて「自今以後不レ受ニ聲聞之利益永乖ニ小乘威儀ニ。即自誓願棄ニ捨ニ百五十戒ニ己」と宣言し、自身はこれより後二百五十戒を永く棄てさるという決意を明らかにした。

このように最澄が梵網戒こそ大乗戒であると強調するのに對して、南都の僧綱側は「又大乘戒傳來久矣。大唐高德此士名僧。相尋傳授至ニ今不レ絕」と述べて、梵網戒は既に久しい以前から伝来し、唐國の高德や日本の名僧も今に至るまで传授しているではないかと反論した。最澄はこの反論を受けて「梵網之戒雖ニ先代傳。此間受人未レ解ニ圓意。所以。用ニ聲聞律儀ニ同ニ梵網威儀」と駁し、梵網戒は奈良時代から我国に伝つてゐるけれども、受戒の人は法華一乗の意味を理解せず、小乗の儀式作法を用いて大乗の儀式作法と混同しているから大乗戒とは言ひ難いと説き、さらに僧綱側が新たに伝流したという戒は如何なる戒であるか、しかも古の高德が伝えたものを戒に非ずといい、下流(卑い地位の者)の汝が授けるものがどうして戒でありうるのか、と詰るのに対し、「新宗所レ傳梵網圓戒。分ニ備ニ圓五德ニ汲ニ引ニ圓根」。(中略)今高德所レ傳非ニ圓律儀ニ。下流所レ授非ニ獮猴儀ニ。豈同レ日可レ論哉」と説き、日本天台宗の伝えた戒は梵網の大乗戒であり、高德達の伝えたところは円戒でないから、同日に論ずることはできないと、両者の相違をはつきり論断している。

以上は延暦寺を一向大乗寺とし、叡山に大乗戒を興し伝えようとする為の教相上の理由づけであるが、実際上の理由は叡山に大乗戒壇を建て叡山で独自に授戒できるようにしなければ、日本天台宗の存立が危うくなるかも知れないという事情が伏在していたからである。それは延暦二十五年正月に天台法華宗の開宗を認める太政官符、すなわち「更加^ニ法華宗年分二人^{ニ定}_ニ諸宗度者數二官符」によつて、華嚴・天台・律・三論・法相各宗の年分度者的人数と学業が定められ、天台法華宗は年々二人の度者が認められることになり、一人は止觀業一人は遮那業の専攻であったのである。⁽⁷⁾ 従つて一年に二人づつであるから大同二年から弘仁九年までの十二年間に二十四人の得度学生があつた。しかしこれらの学生は叡山で得度しても戒を受けて僧侶の資格を得るためには、南都へ行つて東大寺の戒壇に登らなければならない。奈良へ行けば当時教界で勢力のあつた法相宗に奪われるものが出てきた。『天台法華宗年分得度学生名帳』によると、それら二十四人の学生の中、法相宗に奪われたもの六人、老母を養うために山に住しなかつたもの二人、巡遊修行のため山に住しなかつたもの一人、死亡一人、その他の理由で山に住しなかつたもの四人で、山に残つたものは僅か十人⁽⁸⁾ にすぎなかつたのである。

このような事情で天台法華宗の法燈が将に絶えようとしたので、『顕戒論』の中でも「而頃年之間。此宗学生小儀被拘馳^ニ散城邑^ニ。山室空蕪將^レ絕^ニ圓道^ニ」と慨歎している。そ

して最澄は次節で述べるように弘仁九年暮春から叡山に大乗戒壇を設立し、大乗戒を興そうとする運動を始めるのである。

なおこの間に南都法相宗の徳一との間に、三一権実の教学上の論争が行なわれている。徳一（徳溢・得一）の伝記は詳でないが、『本朝高僧伝』卷五によると、藤原仲麻呂の子で興福寺の修円（七七一～八三五）の門人となり、専ら法相教学を研学して才解俊逸、よく比肩するものなく東大寺に住していした。後に朝議にさからつて東国に謫遷されたが、常陸の筑波山を開くとその徳望を仰いで近傍諸国から弟子となるものが多く集り、数多くの寺院を建てたという。当時の僧侶が奢侈に流れるのを悪んで常に乞食を行ない、龜衣龜食、恬然として節を守り、晩年は会津の慧日寺で終つたと伝える。

この徳一が三乘真実一乘方便と主張したのに對して最澄が一乘真実三乘方便と反駁したのが、いわゆる三一権実の論争である。法相宗は護法の成唯識論^{じょうゆいしきろん}に基づく学派であつて、真俗二諦を客観的に対立した境界と考え、その中の俗諦を立場とし、俗諦を構成する一切諸法を五位百法に細かく分類し、それら一切諸法は識を離れて實在するものではないと説く方法不離識の学説である。従つて日常の経験世界は識を離れて実在するものでないから空であり、それに對立する悟りの世界、即ち真諦は有であると説く。また実践面では五性各別の差別觀を立てる。五性とは先天的に不变な五種の素質能力

で、声聞定性・縁覚定性・菩薩定性・不定性・無性といい、成仏の可能性のあるのは菩薩定性と一部の不定性のものに限られると説く。

このように俗諦を立場としているから、声聞乗、縁覚乗、菩薩乗という三乗の教法は、それぞれの修行によって声聞、縁覚、菩薩となつたものがある実証ずみのものであり、実証ずみという点で真実であると見る。それに対して一乗、即ち一仏乗は、それによつて悟りを得たものがいない未実証の教法であるから、方便權教と見るのである。三乗真実一乗方便の論はすでに唐において玄奘・窺基にも見られるが、徳一はその説を継承して最澄の天台法華宗に論戦を挑んだわけである。

最澄はもちろん天台宗の立場からそれを容認することは出来ず、法華一乗は仏の真実の教法であり、三乗は法華經の眞實教に誘引するため説いた方便權教に外ならないと反論を加えた。徳一が『仮性抄』一卷、『中辯義鏡』三卷、『恵日羽足』三卷、『遮異見章』三卷を著わして、三乗真実の立場から攻撃を加えてきたが、これに対し最澄は弘仁八年二月、『照權実鏡』一卷を作り、翌九年には『守護國界章』九巻を著わして、徳一を謗法者或は龐食者と呼び、広く經論を引証して一々彼の謬見を論破した。⁽¹⁰⁾なお『法華去惑』四巻、『決權実論』一巻、『法華秀句』三巻⁽¹¹⁾が相ついで作られ、一乗眞實の強固な論陣が整えられた。このように弘仁八・九年にわ

たつて三一權実の論戦が展開されたが、徳一側が沈黙してしまつたので、最澄も戦を収めて、新たに大乘戒壇設立の運動を始めるのである。

四 山家學生式の制定

最澄は弘仁九年三月、上述したように小乗の二百五十戒を棄捨したと宣言したのにつづいて諸弟子に対し、南岳・天台兩大師は昔、靈鷲山で親しく法華經を聴聞し菩薩の三聚戒を受け、その後智者大師から代々受継いで最澄、義真に至つたと述べ、「我常披三閱正教。既有三菩薩僧菩薩威儀。亦有一向大一向小也。今我宗學生。令下開三大乘戒定慧三永離^サ小乘下劣行^上」と大乗の戒定慧三學を開いて小乗を離れるよう

に定めている。また同年三月十八日に太政官牒を請うて、延暦寺の四至内の西方と北方の賀茂神社領との境界を定めている。⁽¹³⁾このも、独立準備の措置かも知れない。

そして五月十三日に至つて遂に「天台法華宗年分學生式」を制定して叡山独立の趣旨を明示し、これを朝廷に提出した。この学生式は六条から成るから六条式ともいわれ、その序文に次のように記されている。

國寶何物。寶トハ道心也。有ニ道心一人名爲ニ國寶。故古人言。徑寸十枚非ニ是國寶。照ニ于一隅ニ此則國寶。古哲又云。能言不レ能レ行。國之師也。能行不レ能レ言。國之用也。

能行能言。國之寶也。三品之内。唯不能言不能行。

爲「國之賊」。乃有「道心」佛子。西稱「菩薩」東號「君子」。惡事向「己好事與他。忘「己利」他慈悲之極。釋教之中。出家二類^(アリ)。一小乘類。二大乘類。道心^(アル)佛子即此斯類。今我東州。但有「小像」未「有大類」。大道未「弘大人難興。誠願^(ハハ)先帝御願。天台年分。永爲「大類」爲「菩薩僧」。(下略)

この中で「有「道心」佛子。西稱「菩薩」東號「君子」」という文に注目しなければならない。道心とは菩提(bodhi)即ち仏智を求めようとする心であり、そういう志のあるものをインドでは菩薩(bodhisattva)と称し、中国では君子と呼ぶというのである。菩薩の訳語としては君子が最も適切な名辞であろう。そして最澄は先帝桓武天皇から勅許された天台法華宗の年分学生を大乗の菩薩僧に養成したいという趣旨を掲げているのである。ついで六条の項目を挙げ、

一、天台法華宗の年分は弘仁九年以降永く大乗の類とし、円

の十善戒を授けて菩薩の沙弥とし、度縁(得度を証明する公文書)には太政官印を請うこと。

二、大乗の類は得度の年に仏子戒を授けて菩薩僧とし、戒牒(受戒を証明する公文書)には太政官印を請う。大戒を受けたならば叡山に住し、十二年間山門を出ずに両業を修学すること。

三、止觀業の者は毎日、法華・金光明・仁王・守護の護国

大乗經を長転長講すること。

四、遮那業の者は毎日、遮那・孔雀・不空・仏頂の護国の真言を長念すること。

五、両業の学生は十二年間の修学に随つて任用する。行学兼備わるものは国宝として一山大衆の導師とし、学解に優れ行業に劣るものは国師、行業に優れ学解に劣るものは国用とする。

六、国師と国用は太政官符を賜わって伝法(阿闍梨)及び国講師に任ずる。国講師毎年の安居法服の施料は当国の官舎に収納し、国司郡司検校の下に池溝の修理、造橋造船、樹草の植時、井水の穿引など公共事業の費用に宛て、講經修行につとめて農商にたづさわってはならない。然るときは道心の人天下に相続し、君子の道永代に断えないであろう。右六條式。依「慈悲門」有情導^(レ)大。佛法世久。國家永固佛種不^(レ)斷。不^(レ)任^(ニ)僕僕之至。奉^(ニ)圓宗式⁽¹⁴⁾謹請^(ニ)天裁。謹言。

と結んでいる。⁽¹⁴⁾この中で国宝・国師・国用の分類は、「荀子」大略篇に「口能言」之身能行^(レ)之國寶也。口不能言身能行^(レ)之國器也。口能言^(レ)之身不能行國用也」と見えるから、最澄は恐らく『荀子』のこの文を援用したものであろう。

この六條式から三ヶ月後の八月二十七日に「勸獎天台宗年分学生式」が作られた。これは八条から成っているから八条式とも呼ばれ六條式の細則と見られるものである。

初の三条は得業生に関する条文で、得業学生の定員は十二人、修学の年限は六年とする。得業生の試験は法華・金光明二經の訓読を試み、及第すれば籍名を記して太政官に申し送る。六年間で学業を成就すれば試験を受けられるが、成就しなければ受けられない。得業学生の衣食は原則として私物を用いるが、足りない場合には諸方の寄進を仰ぐ。衆制に順はないものは官に申し送つて取り替えることにする。

四、得業生は得度の年に大戒を受け、大戒を受けたら十二年間山門を出ずに修学に勤める。初めの六年間は聞慧を正とし思修を傍とし、後の六年間は思修を正とし聞慧を傍とする。

止観業のものには四種三昧を修習させ、遮那業のものには三部の念誦を修習せしめる。

五、天台宗の年分学生ならびに自ら志望する者は、本寺の名帳から除かずに近江国の食封ある寺に入れて供養料を送らせる。草庵を房とし竹葉を座とし、生を軽んじ法を重んじ、法を久住せしめ國家を守護せしめる。

六、他宗の年分以外の得度者で、叡山十二年間の両業を修学しようとするものは、本寺と師主の名を記し、叡山の状を取つて官司に安置する。十二年間の修学を終つたならば此宗の年分学生に準じて法師位を賜わる。

七、住山の学生が十二年の間規定に随つて修学すれば、大法師位を賜わる。学業が十分でなくとも十二年間山室を出なければ、法師位を賜わる。けれども山院に住しなかつたり、

衆法に背き年数に足らなかつたものは、官司の籍帳から天台宗の名を消し出身の本寺に退去せしめる。

八、叡山には俗別当二人を遣わされ、番を定めて検校を加え、仏法を住持して国家を守護せんことを。⁽¹⁵⁾

以上の六条式・八条式を通覽すると、表面は比較的穩かなものである。ただ六条式の序文に「今我東州。但有ニ小像ニ未レ有ニ大類ニ」と批判的な語句はあるが、全般にわたつて叡山修学の主旨を述べているだけで、まだ南都側を非謗するまでに至つていらない。

ところが翌年になつても最澄の二回にわたる上奏に対しても勅許が下される様子がなかつたので、同十年三月十五日になつて最澄は『天台法華宗年分度者回えしょう小向大式こうとうだいしき』を作成し、『請立大乘戒表』とともに朝廷に奉り、南都仏教に批判疑難を加えたので南都の総反撃を受けることになつた。この学生式は四条から成つてゐるので四条式とも呼ばれる。

凡佛寺有ニ三

一者一向大乗寺 初修業菩薩僧所レ住寺

二者一向小乘寺 一向小乘律師所レ住寺

三者大小兼行寺 久修業菩薩僧所レ住寺

今天台法華宗年分學生。並回心向大初修業者。一十二年

令レ住ニ深山四種三昧院ニ。得業以後利他之故。假ニ受カバ小律儀ニ許ニ假住ニ兼行寺ニ

凡佛寺上座置ニ大小二座

一者一向大乗寺 置_ニ文殊師利菩薩_一以爲_ニ上座_一

二者一向小乘寺 置_ニ賓頭盧和尚_一以爲_ニ上座_一

三者大小兼行寺 置_ニ文殊與_ニ賓頭盧_二兩上座_上(下略)

凡佛戒有_ニ二

一者大乘大僧戒 制_ニ十重四十八輕戒_一以爲_ニ大僧戒_一

二者小乘大僧戒 制_ニ二百五十等戒_一以爲_ニ大僧戒_一

凡佛受戒有_ニ二

一者大乘戒 依_ニ普賢經_一請_ニ三師證_等一

請_ニ釋迦牟尼佛_一爲_ニ菩薩戒和上_一

請_ニ文殊師利菩薩_一爲_ニ菩薩戒、羯磨阿闍梨_一

請_ニ彌勒菩薩_一爲_ニ菩薩戒、教授阿闍梨_一

請_ニ十方一切諸佛_一爲_ニ菩薩戒、證師_一

請_ニ十方一切諸菩薩_一爲_ニ同學等侶_一

(中 略)

今天台年分學生。并回心向大初修業者。授_ニ所說大乘戒_一將

爲_ニ大僧_一

二者小乘戒

依_ニ小乘律_ニ師請_ニ現前十師_一白四羯磨。請_ニ小乘持律大德

十人_ニ爲_ニ三師七證_一。若闕_ニ一人_ニ不_レ得_レ戒

今天台年分學生。并回心向大初修業者。不_レ許_レ受_ニ此戒_一。

除_ニ其久修業_一

(下 略)

四条式の第一条は前節でも論じたように仏寺に三種があつ

て、一向大乗寺は初修業の菩薩僧の住する寺、一向小乘寺は小乘律師の住する寺、大小兼行寺は久修業の菩薩僧の住する寺であり、天台法華宗の年分学生は初修業の菩薩僧であるから、一向大乗寺である叡山の四種三昧院に任せしめると定めている。第二条は上座の制についてであり、一向大乗寺は文殊菩薩を上座とし、一向小乘寺は賓頭盧尊者を上座、大小兼行寺は文殊と賓頭盧を並置すと説いている。

第三条は仏戒に二種ありとし、大乗の大僧戒は梵網經の十重四十八輕戒_{きようか}であり、小乘の大僧戒は二百五十戒などであるという。第四条は受戒の方式についてであり、大乗戒では戒和上(戒を授ける者)に釈迦牟尼佛、羯磨師(受戒の作法を実行する者)に文殊菩薩、教授師(受戒の作法を教える者)に弥勒菩薩、証師(立会証明する者)に十方の諸佛、同学等侶に十方の菩薩を招請するのに對して、小乘戒では持律の十人の大德を招請して三師七証(三師とは戒和上、羯磨師、教授師。七証とは立会証明する七人)とするに過ぎない。天台宗の年分学生はこの小乘戒を受けてはならないといふのである。そして結文中で法華經を引証して文殊・彌勒等の出家菩薩と、跋陀婆羅等の在家菩薩と菩薩に二種あるが、經典ではこれらを大乗の類として小乗には入れていないと述べ、「今此菩薩類此間未_ニ顯傳_一。伏乞 陛下。自_ニ維_ニ弘仁_ニ年_ニ新建_ニ此大道_一。傳_ニ流大乘戒_一利_ニ益而今而後_ニ」といつて天裁を願つてゐる。⁽¹⁶⁾

この宗式を見ると、南都の寺院は一向小乘寺、仏戒も小乘

戒であり、未だ我国には法華經に説くような出家・在家の菩薩僧は出現していないから、今年から大乘道を建立し大乘戒を伝流して菩薩僧を養成したいという主旨が明瞭に示されている。

ついで同年三月十五日に同時に上呈された「請立大乘戒表」にはその主旨を更に明白にし、

(上略) 誠願。兩業出家永廻ニ小乘儀ニ同爲ニ大乘機ニ。依法華經制不レ交ニ小律儀ニ。毎年春三月 先帝國忌日。於ニ比叡山寺ニ與ニ清淨出家ニ爲ニ菩薩沙彌ニ。授ニ菩薩大戒ニ亦爲ニ菩薩僧ニ。即便令ニ住山修學ニ一十二年。爲ニ國家衛護ニ福ニ利群生ニ。國寶國利具如ニ宗式等ニ。(下略)

と記して、比叡山寺に於て法華經の制に依つて得度、授戒を与えて、菩薩沙弥、菩薩僧として護国、利生を図りたいと述べている。⁽¹⁷⁾

以上三種の学生式に於て最澄は叡山で菩薩僧を養成するこ

とを標榜し、菩薩僧は法華經の制によつて得度、受戒しなければならないと強調しているのである。このように菩薩僧の優越性を明らかにすることは教学上重要な意味をもつてゐるが、その背景には南都佛教界の腐敗墮落が著しく、犯戒の弊風矯め難きものがあつたことも無視できない。

桓武天皇の延暦年間には僧尼に対する禁制が十数回にわかつて発せられている。いまその腐敗の例を二三挙げてみると「而今京内諸寺、貪ニ求利潤ニ、以レ宅取レ質廻レ利爲レ本ニ」と

いつた不当な利潤を貪るもの、「或私定ニ檀越ニ出ニ入闇巷ニ、或誣ニ稱佛驗ニ註ニ誤愚民ニ」⁽¹⁹⁾ というように行修を忽かにして勝手に外護者を定めたり愚民をあざむいたりするもの、年分度者で漢音を學習しないもの、甚だしきは僧尼の身ニありながら子を儲け、しかも恬然として敢て住寺するものさえあつた。桓武天皇はこのような弊風打破に努められたが、永年の因襲はなかなか根絶するまでに至らなかつたらしく、嵯峨天皇の代になつても弘仁三年四月癸卯に「頃者諸寺僧尼、其數寔繁。外託ニ勝因ニ内虧ニ戒律ニ。精進之行無レ顯、淫犯之狀屢聞。……又法會之時、懺悔之日、男女混雜、彼此無レ別、非禮之行、不レ可ニ勝論ニ、敗レ道傷レ俗、莫レ甚ニ於斯ニ」⁽²⁰⁾ といつて禁斷を命ぜられ、さらに同年六月己酉にも「自今以後、僧尼犯罪、不レ論ニ輕重ニ、一依ニ僧尼令ニ糾レ之ニ」と推勘を加えられている。まさに像末五濁の悪世ともいふべき有様であったといえよう。

それ故に初發心の菩薩はこのような濁乱の城邑を離れて淡泊福德の山林に入り、蘭若の禪定に四種三昧の修業を積み、十二年間の山修を終え久修行の菩薩僧となつて法華一乗の正法を弘めさせようというのが最澄の構想であり理想であつたようと思われる所以である。

さて最澄が弘仁十年三月十五日に回小向大の四条式を作成すると、弟子の光定(七七九—八五八)はこの四条式及び「請立大乘戒表」と大乘經典三部(称讚大乘功德經一卷・說妙法決定

業障經一卷) をもつて、右大弁良岑安世を通じて内裏に奉獻した。⁽²³⁾ ところが十七日夕になつても勅答がないのでこの由を左大将藤原冬嗣に申出たところ、冬嗣から天皇に奏上され、

天皇があらためて僧綱に示すように口勅を賜つた。そこで玄蕃頭真苑雜物が宣旨を受けて、その式文を僧綱に示した。僧綱はこれを七大寺に下し、七大寺の大法師らがそれぞれ抗状を書いて朝廷に提出した。良岑安世はそれ等を七大寺の法師らに返却し、四条式は僧綱に賜つたもので七大寺の法師に賜つたものではないと言つたので、真苑雜物がこの旨を僧綱に伝えた。そこで僧綱は改めて表啓の詞を作り、七大寺の抗状と共に内裏に奏上した。⁽²⁴⁾ この表啓文は五月十九日に護命・長

慧・施平・豊安・脩円・泰演が連署して捧呈され、⁽²⁵⁾ 十月廿七日になつて七大寺の抗状と共に光定に下附されたので、⁽²⁶⁾ 光定はこれを荷つて叡山に帰り師最澄に伝達したのである。

最澄の弟子の中で特に光定が選ばれて朝廷との間の接衝に当つたのは、光定の得度が大同五年正月宮中の斎会の時に詔によつて行われ、天台宗の宮度の最初であつたということと弘仁九年夏、旱魃に際して勅命で祈雨を行ない、功驗があつたので修行満位に叙せられ、嵯峨天皇とかなり親しい間柄にあり、天皇の命によつて真苑雜物としばしば經義を討論したことがあつたからであろうと思う。

五 頭戒論の撰述

最澄は僧綱の表文及び七大寺の抗状を見て、これに反駁を加えるために『頭戒論』三巻を撰述した。それらの表文、抗状は散佚して伝わらないが、『頭戒論』にほぼ全文が記載されているのでその概要を知ることができる。また『元亨釈書』によると、「東大寺景深著『迷方示正論』摘二十八失」とあって、東大寺景深が『迷方示正論』を著わして、二十八失を挙げて最澄を論難したというが、この書も散佚して現存していない。

さて最澄は『頭戒論』三巻に「上頭戒論表」を附し、「内証仏法相承血脉譜」と共に朝廷に上進したが、上進の任に当つたのはやはり光定であった。ところが此論の述作と上表の日時については、資料によつて所伝を異にしている。当事者である光定作の『伝述一心戒文』には、「謹以弘仁十載歲次己亥、爲傳圓戒造顯戒論三巻、佛法血脉一巻。謹進陛下」とあって、弘仁十年に『頭戒論』『内証仏法相承血脉譜』を作つて上進したといい、『頭揚大戒論縁起』所収の『上頭戒論表』も全く同文である。しかしながら、表文の終りの日附は弘仁十一年十一月二十一日となつていて、論の述作から上進まで一年以上の隔りがあることになつてゐる。そして『内証仏法相承血脉譜』の末尾には「大日本國弘仁十

年歲次己亥十二月朔乙巳五日己酉撰定上⁽²⁸⁾と記されている。

また『叡山大師伝』には「十一年二月廿九日著顕戒論⁽²⁹⁾」

奉進内裏⁽³⁰⁾と記し、『天台霞標』所載の「上顕戒論表」も表文の中で「謹以弘仁十一載次庚子爲傳圓戒。造顯戒論三卷、佛法血脉一卷。謹進陛下⁽³⁰⁾」と記し、上表の日附は弘仁十一年二月二十九日になつてゐる。さらに『僧綱補任』第一は弘仁十一年正月二十一日作、同二月二十九日進としている。

これらの時日の相異は伝写の誤りとしては片づけられないと見えてよいであろう。『顕戒論』と『血脉譜』の述作に着手したとして、まづ『血脉譜』が日附通りに同年十二月五日に撰定上進されたと見てよいであろう。『顕戒論』の方はさらに執筆をつづけ、翌十一年正月二十一日に一応完成し、それに上表文を附して二月二十九日に上進したものと考えられる。或は『血脉譜』も同時に上進したのかも知れない。

さて『顕戒論』撰述の趣旨は、初めに「恭聞。在俗君子靡恃己長。況此沙門。何談彼短。噫乎守玄欲默圓戒將泯。順世發言是非難絕。是以。造顯戒論⁽³¹⁾弘仁君」と述べているように、罵詈誹謗の文から成つてゐる僧綱の上表を論破し、円教の大戒を興顯せんが為であつた。なお卷首の帰敬偈に「稽首十方常寂光 常住内證三身佛 實報方便同居土 大悲示現大日尊」というように法華と密

教とを融合させた本覚思想を述べてゐるのは注意すべき点である。

本論は五篇五十八明拠に分れてゐる。最初の「開雲顕月篇」第一は、僧綱の上表文の言々句々について彈篋を加えたものである。次の「開示三寺所有國篇」第二には、四条式の第一条に凡そ仏寺には一向大乗寺、一向小乘寺、大小兼行寺の三種の別があるとした規定について僧綱がその出拠を疑つたのに対して、玄奘の『西域記』、義淨の『南海寄歸内法伝』を引いてインド・中国に三寺の別があることを論証し、更に十三の明拠を挙げて僧綱の所説を論破してゐる。ここまでが本論の上巻である。

次の「開顕文殊上座篇」第三には四条式の第二条に、一向大乗寺は文殊菩薩を上座とし、一向小乘寺は賓頭盧尊者を上座とし、大小兼行寺は文殊と賓頭盧の両上座を置くという上座制について、僧綱が疑難を述べたのに対し、五つの明拠を開示して反駁を加えている。「開顕大乘大僧戒篇」第四には四条式の第三条に十重四十八輕戒を以て大乗の大僧戒とし、二百五十戒を以て小乗の大僧戒とするところを僧綱が難じて、十重四十八輕戒を大乗の大僧戒とするのは何れの經典の所説であるかというのに對して、『梵網經疏』及び智周・明曠の『梵網經疏』を引証し、十二の明拠を開示して僧綱の謬見を破してゐる。次の「開顕授大乘戒為大僧篇」第五には、四条式の第四条に大乗戒は釈迦牟尼を請じて菩薩戒の和尚と

し、小乗戒は現前の十師を請じて白四羯磨すとあるのを僧綱が難じて、授戒の法は前仏後仏の説くところ全く一であり、西国も東国も儀式に異なることはないと言うのに對し、『梵網經』を引いて菩薩の授戒の法は權教に説くところと実教に説くところと全く不同であり、小乗の授戒の法もまた機類に隨つて別であるという主旨を十二の明拠を開示して逐一論破している。ここまでで中巻は終つている。

下巻には「開示頤悟漸悟兩種菩薩回直之行明拠」四十三以下十六の明拠が挙げられているが、これは「請立大乘戒表」の中に「誠願。兩業出家永廻ニ小乘儀同爲ニ大乘機」。依法華經制不_レ交ニ小律儀。毎年春三月 先帝國忌日。於ニ比叡山寺ニ與ニ清淨出家_レ爲ニ菩薩沙彌。授ニ菩薩大戒_レ亦爲ニ菩薩僧_レ。」とあるのに対して、僧綱がこれは法華經及び金光明最勝王經の所説に違うものであり、また延暦二十五年正月の太政官符の規定にも背くものであり、また宮中の出家が何故に清淨ではないかと非難するのに対しても、一々論拠を明示して論破を加えたものである。

本論全般の最澄の論調を見るのに、著明激切、鋭い氣鋒を示し、一見謙虚の風に欠けるように見えるが、上述の序にあるようにたゞ円戒の泯滅せんことを慨く熱意から迸り出た言句であつて、決して誹謗の意を含んだものではなかつたのである。それ故最後に「開示自他平等同入法性明拠」五十八を立てて、「六統群釋護_レ法故 内住ニ慈悲_レ現ニ龐語」余亦護

法造ニ此論 應レ植其聲有ニ巨細_レ 客主莫レ怪夢裡語 凡聖本來不_レ離_レ斯（中略）發願六統及群釋 自他六和息_ニ詳論_レ 隨_レ機說レ法利ニ群生_ニ 同入ニ一味眞如海_ニ という偈を述べ、互に詳論をやめ、衆生を利益して共々に真如の大海上に入らんことをと結んでいる。一宗開創者としての氣宇度量を示す文章といえよう。

以上が『顕戒論』の内容の概略であるが、それならば最澄の戒律觀はどのようなものであったのであらうか。最澄は自身の標榜する戒を大乘大僧戒、圓の十善戒、大乘戒、圓戒などと称している。しかしその内容については確實な著作が乏しく、明らかに知ることは殆んど困難である。わずかに「四條式」の末文に「其戒廣大、眞俗一貫」という語句が見え、『顕戒論』卷中に『梵網經』の十重四十八輕戒を出家の大僧戒となすという文があるにすぎない。ただそれにつづいて『梵網經』下巻の次のような経文を引証しているのは注目しなければならない。

爲ニ此地上一切衆生、凡夫癡闇之人。說下我本盧舍那佛心地中、初發心中、常所_ニ誦一戒、光明金剛寶戒_上。是一切佛本源、一切菩薩本源、佛性種子。一切衆生皆有ニ佛性_ニ。一切意識色心、是情是心、皆入ニ佛性戒中_ニ。

つまり金剛宝戒は一切衆生、凡夫の為に説かれたものであり、その中には一切仏の本源、一切菩薩の本源、仏性の種子が含まれているという主旨で、さきの「眞俗一貫」という意

味に蓋当するかも知れない。さらに仏菩薩のあらゆる功徳を包摶させる思想は、後に源信、観蓮が発展させる本覚思想の萌芽と見ることができよう。

恐らくこの萌芽的本覚思想を本にして、『一心金剛戒體祕決』二巻が偽作されたものであろう。この書は末文によると最澄が延暦二十四年三月三日に台州龍興寺淨土院で書いたようになっているが、内容を一見すれば本覚思想が発展成熟した特色が顕著があるので、最澄の親撰とは考えられない。島地大等・大野法道両氏は偽作と断定しているが、三浦周行・常盤大定両氏はこれを親撰と認めている。⁽³¹⁾

その内容を簡単に紹介すると、まづ「菩薩戒者。正依_ニ法華_一傍依_ニ華嚴_一。網」という立場をとっている。そして法華經とは実相の理であり、実相とは善惡不二、迷悟一如、一念

本具の諸法を指すという。つまり仏の境地そのものが戒体であるという解釈である。次に「傍依華嚴」というのは戒相についていでのので、戒相は『梵網經』に説く十重四十八軽戒と同じであるが、戒師の壇上は盧舍那佛の蓮華台、受戒者の坐は蓮華葉上、戒師は滅後の果仏（修行を完了した仏）、弟子は滅後の補處（仏の候補者）であり、戒師の唱言は一戒光明舍那の心地、弟子が受戒すれば金剛一心等覚の心地、万行具足の本体が成就する、これを一心金剛戒體と名づけると説き、したがつて梵網の戒体と法華の戒体とは同じであるという。⁽³²⁾

さらに戒壇については「圓頓戒壇有_レ事有_レ理。事壇著作法受得戒師所_レ登。此全表_ニ蓮華臺藏_一也。理壇者以_ニ己心實相爲_ニ戒壇道場_一。故不_レ簡_ニ淨處不淨處_一。不_レ問_ニ善惡所作_一。唯解知人之所_レ居。一切時處悉是戒壇。而莫_レ不_ニ臺上_一」⁽³³⁾と説いている。つまり戒壇には事の戒壇と理の戒壇の二種があり事の戒壇とは登壇受戒する建造物であるが、理の戒壇とは自己の心中の実相であるという。これは明らかに平安末期頃の事理融合を説く天台本覚思想の所産といえよう。

さて弘仁十一年正月下旬までに『顯戒論』と『内証仏法相承血脈譜』の撰述が終ったので、光定は二月二十九日にこれをもって内匠頭藤原是雄の曹司に到り、是雄を通じて天皇に奏進した。⁽³⁴⁾天皇はこれを僧綱に下してその可否を問われたところ、僧綱は此論の分明な証文、正確な引証を見て、筆を乾かし口を緘んだという。⁽³⁵⁾

最澄は翌十二年三月に『顯戒論縁起』二巻を造つて上進した。この縁起は序文に「顯戒論者影響對奏。爲_ニ顯_ニ圓珠_一山家所_レ造也。今斯縁起者。拾_ニ其新文_ニ示_ニ顯戒由_ニ者也」と記されているように、新しい文書を集めて大乘戒を明らかにした經緯を示そうとして造つたものである。上巻には延暦二十二年九月に入唐求法の詔勅を賜わつたことを謝する上表文から、大同二年より弘仁十一年までの天台法華宗年分学生名帳に及ぶ二十四通の文書が蒐録されている。その中で唐に於ける伝法、印信その他の文書が十四通を占めている。このように在唐中の文書が多いのは、恐らく南都の僧綱が最澄を誇つ

て辺州闕学の徒だと言つたのに対して、唐に於ける伝法相承が確實であることを証明し、新たに天台の宗式を定め、大乗戒の勅許を請うに至つたのは、信すべき根拠がありまた深い理由のあることを示そうとしたからであろう。下巻は古くから散佚して伝わらないが、上巻に記載されている目録によると、「諸天台法華宗伝円大乘戒表」から「南都東大寺進景深和上論」まで九通の文書が収録されていたようである。もし下巻が現存していたならば、四条式に対する南都の駁論を明らかに知ることができたであらうがこれを失つたのは實に惜しいことである。

六 大乘戒壇設立の勅許

弘仁十一年二月二十九日に『顯戒論』を上進してから二年余を経過しても、朝廷からは何の答対もなかつた。恐らく僧綱がこれを黙殺する挙に出たものと思われる。この間に光定は朝廷出入して師最澄の本願達成のため、種々尽力していたらしい。

同十三年二月十四日に嵯峨天皇は親しく竜筆をふるつて伝燈大法師位の文を書いて最澄に賜つた。³⁶⁾ 最澄は弘仁元年に伝燈法師位を受けられて以来、同十二年に至るまで位階の昇叙がなかつた。空海は最澄より遙かに臍が若かつたにかかわらず、弘仁十一年に既に伝燈大法師位に叙されていた。恐らく

最澄はこの間に法相宗の徳一と三一権実の論争を繰返し、また学生式の上進によつて僧綱と対立を生じたために、僧綱が最澄を推舉しなかつたからのようである。そこで光定は同十二年十二月に閑院右大臣藤原冬嗣にこの事情を申し出たところ、冬嗣は先帝桓武天皇が最澄に賜わつた公驗の提出を求め遂に冬嗣から天皇に奏達して翌十三年二月に震筆の位記が下されたのである。

最澄は同十三年三月中旬頃から病に臥し、數日たつても癒えず、次第に病状は重くなつていつた。しかも伝戒の勅許は未だに下らなかつたので心中憂慮に堪えなかつたのであらうか、真苑雜物に「自性清淨虛空不動戒、自性清淨虛空不動定、自性清淨虛空不動慧、欲_レ傳_ニ此戒_一。佛法在_ニ賢公之口_一。速疾達_ニ 大皇_ニ而宛_ニ行_ニ」という自筆の書を送つて奏上されんことを依頼した。たまたま三月十七日先帝国忌の日に、光定は一乘戒の事を天皇に奏聞しようとして参上したところ真苑雜物と藤原是雄が御前に伺候しており、是雄は雜物からその最澄の書を受けとつて天皇に奉つた。しかし日暮どきに至るまで御沙汰がなかつたので、光定は「最澄法師受_ニ重病_一而命緒不_レ幾。不_レ許_ニ傳戒_一者先帝御願不_ニ成就_ニ」と申して、勅許を賜わらんことを懇請した。それに対して天皇は、南都の六宗が反対しているのは顯戒論の趣旨が六宗を対象にしているからであると言われたので、光定は顯戒論は天台一宗だけに限るもので、六宗を対象にしたものではないと弁明した

ので、天皇は真苑雜物を通じ良岑安世・藤原三守に詔して僧綱に諮問せしめた。しかし護命以下の僧綱は反対の態度を改めず、月余を経るも対奏がなかつた。⁽³⁷⁾

一方最澄の病は益々重くなり、四月には入寂のことを慮つて十箇条に及ぶ遺言を諸弟子に告げた。その内容は服装の事、飲酒の事、女人を近づける事をはじめとして、細かい威儀等について戒めているが、第四条に「又我自レ生以來。口無ニ龜言」手不ニ笞罰⁽³⁸⁾。今我同法不レ打ニ童子⁽³⁹⁾爲レ我大恩。努力努力」と述べて、沙弥童子を苦しめぬよう深い思遣りを示している。第七条以下では充衣、充供、充房、充臥具についての捷を述べ、生活条件は極力簡素にし、上品の人が範を垂れるように簡素の度を上位のものほど厳しくし、「巨敵之地價不ニ是我等分」。萬餘之食封不ニ是我等分⁽⁴⁰⁾。僧統所檢天下伽藍不ニ是我等房⁽⁴¹⁾。」と、衣食住の充足からくる精神的弛緩を深く戒めている。

五月十五日に至つて最澄の衰労は愈々甚だしく一生も終りに近づいたと考へて、天台一宗を義真に付属し、院内の諸事は円成・慈行・仁忠・道叡・円仁等に委任し、六月四日辰の時、比叡山中道院で遷化した。春秋五十六歳⁽³⁹⁾。

この最澄の年令については福井康順氏に異説がある。弘仁十三年（八二二）五十六歳寂とすると生誕は神護景雲元年（七六七）となる。ところが当時の公文書である宝亀十一年（七八〇）の近江国府牒には最澄の年を十五歳とし、延暦二年（七

八三）の度牒には十八歳、同四年（七八五）の戒牒には廿歳と書いてあり、これによると入寂の弘仁十三年は五十六歳ではなくて五十七歳のはずであり、従つて逆算すると生誕は通説より一年前の天平神護二年（七六六）でなければならぬという。⁽⁴⁰⁾これに對して山口光円師は、大師の生誕を神護景雲元年、歿年を弘仁十三年、歿年時を五十六歳とする通説は『叡山大師伝』『伝述一心戒文』『伝教大師行状』『叡岳要記』『僧綱補任』『釈日本紀』『諸門跡譜』『日本紀略前篇』『三国仏法伝通縁起』等の諸文献に一致して記されているので疑うことはできないという。それならば公文書と通説との間の一歳の相違はどう解釈するかというに、山口師は公文書は中国式の慣例によつて「満年制」を用い、通説は「数え年制」によつて算定したものであると説明している。しかしこの解釈は逆で、公文書が「数え年制」で通説が「満年制」をとつたとしてければ辻褷が合わない。⁽⁴¹⁾

さて最澄入寂のことが朝廷に報ぜられると、右大臣藤原冬嗣・中納言良岑安世・権中納言藤原三守・右中弁大伴国道等は学生式を天皇に奏進した。こうして寂後七日の六月十一日に、最澄が生前上つた奏状に従い、毎年三月先帝国忌の日（十三日）に法華經の制に依つて得度受戒することを許され、太政官符を下してその旨を宣せられた。これは全く光定の奔走と藤原冬嗣等の同情によるところで、僧綱には諮問されなかつたのである。十一月に天皇は最澄の死を悼んで「哭澄上

人」の六韻の詩を賜わった。現在宸筆の詩と伝えるものが京都青蓮院に蔵されているが、これは中唐の詩人錢起の作「哭空寂寺玄上人」と嵯峨天皇の御製「哭賓和尚」とを材料にした、後世の偽作であろうといふ。⁽⁴²⁾

同十四年二月二十六日、比叡山寺に寺額を賜わり、旧名を改めて延暦寺と称せしめた。延暦寺の名は天台法華宗が先帝の御願によつて開宗されたという意味を含んで、先帝治世の年号に因んだものである。その翌二十七日には太政官牒を寺家に送つて山中得度の法式を定められた。その式の趣意は、試業の者は先づ別當に申出てその措置に従い、試業が終つたならば別當から朝廷に執奏して先帝国忌の日に得度させ、その手続は一切治部省・僧綱を通さないようにする。そして試業の方法は去る延暦二十五年正月二十六日に治部省に下した太政官符の旨に依り、延暦寺で行ない、得度が終つたならば別當が太政官に申し、官に於て籍を勘え度縁を与へ、それから治部省に下知するというものである。⁽⁴³⁾つまり天台宗の年分学生は比叡山で試験を行ない、別當から直接太政官に申達して度縁を賜わるという法式である。

三月三日、延暦寺に別當が置かれ、藤原三守・大伴國道が任せられた。そして同月十一日大伴別當は年分度者試業のために延暦寺へ向ひ、十七日の国忌に新たに年分二人を度した。ところが度縁を授ける日になつて大伴別當が太政官印は度縁には捺すが戒牒には捺さないと言ひ出したので、光定は

これに抗弁して、もし太政官印を戒牒に捺さなければ比叡山受戒の意義が成就しないから、戒牒・度縁両方に官印を捺されたいと述べた。そこで別當はその旨を了承し、朝廷に奏してその通りに事をはこんだ。⁽⁴⁴⁾

かくして四月十四日、最澄の付法供奉禪師義真が戒師となつて菩薩大戒を受けた。このとき戒を受けるもの十四人、諸弟子等先師の本願成就せしを見て歡喜踊躍喩えるものがなかつたという。⁽⁴⁵⁾その中に光定があり、光定の戒牒は嵯峨天皇が親しく震筆を染めたものである。『伝述一心戒文』卷中に「大皇勅許。嚴筆書_ニ微僧戒牒_ニ而恩勅賜_ニ之。不朽之寶收_ニ於微身_ニ」と記されており、現に比叡山根本中堂に収藏されている。天皇が特に光定の戒牒を親しく染筆されたのは『文德天皇實錄』に「後殊被_レ許_ニ傳戒」。此光定内供奉之力也⁽⁴⁶⁾とあるように、大乗受戒の成就が光定の尽力に負うところが大きかつたからであろう。

さて大乘戒の流傳は公認されたけれども、授戒の儀を行なう戒壇はまだ造営の運びに至らず、画竜点睛を欠く憾があつた。たまたま良岑安世が叡山を訪れた際、光定は安世にこの由を申し戒壇院建立に助力を賜わるように請うた。安世は平生光定と親しい間柄にあつたので、斡旋に努めたらしく、遂に戒壇院建立の宣旨が下された。宣旨の下つた時日は明らかではないが、『叡岳要記』に「右院(戒壇院)依_テ太政官去天長四年五月二日。下_ニ近江國_ニ符旨_上所_ニ創建立_也」とあり、⁽⁴⁸⁾

『山門堂舎記』にもほぼ同様の文がある。ただ後者には「天長五年義真和尚時有勅建立矣」⁽⁴⁹⁾とも記されているから、戒壇院の建立は天長四、五年の頃と見てよいであろう。戒壇院講堂などの造営のために料稻九万束が近江国に下された。⁽⁵⁰⁾本願は達せられたが、六条式に記されたような年分の菩薩僧を國講師、國読師に任用するという規定は未だ実現されないままであった。たまたま天長元年、宮中金光明会の聴衆、安居講師の任を延暦寺にわり宛てられた日に、別当大伴国道は光定に告げて、年分二人に準じて國講師一人、國読師一人を定むべしと知らせた。けれども官符を施行するに至らなかつた。同十年六月七日に義真は「請國講師処分書」を作つて仁明天皇に上進し、藤原良房が当事者となつて七月二日に認可の宣旨が下されたが、とかくの諍論があつて官符は下されなかつた。承和二年五月、良房が從二位權中納言に昇任した時重ねて國講師のことを訴え、六月にもまた懇請した。九月になつて内供奉円澄が藤原三守、同良房を訪れ、またまた國講師のことを申入れたので、遂にこれらの衆力によつて官符が延暦寺に下された。⁽⁵¹⁾最澄滅後十三年にして学生式の趣旨は完全に実現されたのであつた。

- (2) 同上、五六頁
 (3) 同上、七三頁
 (4) 一〇六頁
 (5) 『叡山大師伝』(『伝教大師全集』卷五、三三頁)
 (6) 『伝教大師全集』卷一、一二三四頁
 (7) 同上、七八八頁。『日本後紀』『類聚三代格』卷二参照
 (8) 同上、二五〇—三頁
 (9) 『照権実鏡奥書』(同全集卷二、一一頁)
 (10) 『天台霞標』二篇卷之一(『大日本佛教全書』一四八頁)
 (11) 『法華秀句』上(『伝教大師全集』卷三、五五頁)
 (12) 『叡山大師伝』(『伝教大師全集』卷五、三三頁)
 (13) 『叡岳要記』上(『群書類從』二十四、五〇五頁)
 (14) 『伝教大師全集』卷一、一一一三頁
 (15) 同上、卷一、一三一一六頁
 (16) 同上、卷一、一六一二〇頁
 (17) 同上、卷一、二四八一九頁
 (18) 『続日本紀』延暦二・十二・戊申条
 (19) 同上、延暦四・五・己未条
 (20) 『日本紀略』前篇、延暦十二・四・丙子条
 (21) 『日本逸史』延暦十七・九・癸亥条
 (22) 『日本後紀』弘仁三・四・癸卯条
 (23) 『伝述一心戒文』上(『伝教大師全集』卷一、五四〇頁)
 (24) 同上(同書、五四四五頁)
 (25) 『顯戒論』上(『伝教大師全集』卷一、三五頁)
 (26) 『上顯戒論表』(同書、二五四頁)

- (27) 『新訂国史大系』三十一、三五頁
 増補
 (28) 『伝教大師全集』卷一
 (29) 『伝教大師全集』卷五、附錄三五頁
 (30) 『伝教大師全集』卷一
 (31) 島地大等『天台教学史』二五六頁、「仏書解説辞典」一、三
 浦周行『伝教大師伝』一四四頁、「天平文化史論」(『寧楽』一
 ○、一六頁)
 (32) 『伝教大師全集』卷一、四五〇—五二頁
 (33) 同書、四九〇頁
 (34) 『伝述一心戒文』上(『伝教大師全集』卷一、五五八頁)
 (35) 『叡山大師伝』(同書、卷五、附錄三五頁)
 (36) 『伝述一心戒文』中(同書、卷一、五七四頁)
 (37) 同上(同書、卷一、五八〇—八四頁)
 (38) 「根本大師臨終遺言」(同書卷五、附錄三九一—四〇頁)
 『叡山大師伝』(同書卷五、附錄三九一—四〇頁)
 (39) 『叡山大師伝』(同書、卷五、附錄四一頁)、「伝述一心戒文」
 中(同書、卷一、五六八頁)
 (40) 福井康順「伝教大師の生年考」(昭和四三・二・四付『朝
 日新聞』)
 (41) 山口光円「伝教大師の生年考を読んで」(昭和四三・三・
 三付『朝日新聞』)
 (42) 辻善之助『日本佛教史』上世篇、二九一—三頁
 (43) 『叡山大師伝』(『伝教大師全集』卷五、附錄四三一—四頁)
 (44) 『伝述一心戒文』中(同書、卷一、五七一頁)
 (45) 『叡山大師伝』(同書、卷五、附錄四四頁)

執筆者紹介

葉 貫 磨哉 本学文学部助教授

大野達之助 本学文学部教授

田中弘之 本学図書館勤務

長富優 静岡県立松崎高校教諭

松本信道 本学大学院修士課程在学

- (46) 『伝教大師全集』卷一、五七六頁
 (47) 天安二・八・戊戌条
 (48) 『群書類從』二四、五三六頁
 (49) 同書、四七四頁
 (50) 『伝述一心戒文』中(『伝教大師全集』卷一、五九〇頁)
 (51) 同書(同書、卷一、六〇六—七頁)